

石巻市一般廃棄物処理基本計画等策定業務委託仕様書

第1編 総則

1 委託業務名

石巻市一般廃棄物処理基本計画等策定業務

2 業務目的

本業務は、平成28年3月に策定及び令和3年3月に中間見直しを行った「石巻市一般廃棄物処理基本計画（以下「現計画」という。）」の計画期間が満了することを踏まえ、令和8年度から令和17年度までの10年間における、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画案を策定し、適正な事業推進に資することを目的とする。

3 委託期間

本業務の委託期間は、契約日から令和8年3月27日までとする。

4 定義

本仕様書及び業務委託契約細目において、石巻市を「発注者」、業務の受託事業者を「受注者」という。

5 関係法令等の準拠

受注者は、業務の実施に当たり、契約書、業務委託契約細目及び本仕様書のほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他この業務に係る法令、条例、規則、関係通知等に準拠して業務を遂行するものとする。

6 疑義の解釈等

- (1) 本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議の上、これを定める。
- (2) 本仕様書に明記のない事項は、発注者、受注者協議の上、これを定める。
- (3) 上記(1)、(2)の協議については、協議結果を議事録に記録すること。

7 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集は受注者が行わなければならない。ただし、発注者が所有する本業務の遂行上必要な資料については、発注者が受注者に貸与することができる。この場合において、受注者は借用リストを発注者に提出しなければならない。

また、業務完了とともに速やかに発注者に貸与資料を返却するものとし、資料の複写や目的外での使用を禁止する。

8 技術者の配置

- (1) 受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する技術者を配置するものとする。
- (2) 上記(1)の技術者のうち、1名を管理技術者とし、廃棄物に関する豊富な経験と高度な知識を持つものを配置し、業務の全般にわたり技術管理及び業務管理、指導を行うものとする。
- (3) 管理技術者については、技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）第2条に規定する衛生工学部門の技術士とする。

- (4) 発注者は、業務の執行上、管理技術者等が不適当であると認めるときは、その理由を明示して受注者に変更を求めることができる。その場合、受注者は速やかに新たな担当者を選出し、書面により発注者に通知すること。

9 提出書類

受注者は契約締結後、次に掲げる書類を速やかに作成し、発注者に提出するとともに、発注者の承認を得るものとする。

なお、受注者は承認された事項を変更しようとするときは、その都度、発注者の承認を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 作業工程表
- (3) 管理技術者届（経歴書・資格者証の写し）
- (4) 担当者一覧表
- (5) その他必要な書類

10 打ち合わせ及び記録

受注者は、業務の着手に当たり、発注者と十分な打合せを行い、また、業務中にも緊密に連絡をとり、積極的に本業務達成に努めるものとする。なお、各打合せに、管理技術者は出席すること。

受注者は、発注者と打合せ若しくは協議を実施したときは、その都度記録書を作成の上、発注者に提出し、発注者、受注者相互に確認するものとする。

11 守秘及び中立性の義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。また、発注者の正当な利益を擁護するとともに、受注者のコンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

12 権利の帰属

本業務に基づく成果物及び作業工程において作成された資料等に対する一切の権利は、発注者に帰属する。したがって、受注者がこれら成果物等を第三者に提供し、又は内容を転載する際は、その都度、発注者の承諾を得なければならない。

13 関係官公庁との協議

受注者は、発注者の要請があったときは、関係官公庁との協議、打合せ等をはじめ、関係機関等との会議の開催に必要な説明資料等の作成及び出席について、誠意をもってこれに当たらなければならない。

14 国の動向の把握

受注者は、あらゆる機会を通じ、本業務に関連する国の法整備等に関する動向の把握に努めるものとする。

15 他の計画との整合性

一般廃棄物処理基本計画の策定に当たっては、国、県及び発注者が策定する他の計画、指針等と整合性を持たせなければならない。

16 作業報告等

業務の進捗状況については、適宜、本市担当者に報告し、必要に応じて報告書等を提出することとする。業務の一部変更や、業務に直接付随する事項等の追加が生じた場合は、その都度対応を図ることとする。なお、業務の完了後に誤り等が発見された場合は、直ちに修正及び追加を行うものとする。

1 7 成果物の審査

受注者は、成果物について発注者の審査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたものについては訂正するものとする。

また、成果物の納入後であっても、受注者の責めに帰すべき理由による成果品等不良箇所が発見された場合は、速やかに発注者が必要と認める訂正、補正その他必要な措置を行うものとし、これに対する費用は受注者の負担とする。

1 8 成果物の納入

受注者は、成果物の審査に合格後、次の成果物を石巻市市民生活部廃棄物対策課（石巻市穀町14番1号）に納入することとする。なお、成果物に係る一切の権利は、市に帰属する。

(1) 一般廃棄物処理基本計画書（本書）

…A4版製本（カラー） 100頁程度、製本180部、電子データ一式

(2) 一般廃棄物処理基本計画書（概要版）

…A3中綴じ（カラー） 12頁程度、製本180部、電子データ一式

(3) 一般廃棄物処理実施計画案

…A4ファイル版1部、電子データ一式

(4) 資料集（一般廃棄物処理基本計画書及び一般廃棄物処理実施計画案の作成に関するもの）

…A4ファイル版1部、電子データ一式

※印刷物については、グリーン購入法に基づく基本方針の判断の基準を満たすこと。

1 9 業務の完了及び引渡し

本業務は、定められた項目の業務が全て完了し、定められた報告書を提出し、検査に合格した時をもって、業務の完了及び引渡しとする。

2 0 支払方法

契約金は、完了検査合格後に一括支払とする。

2 1 その他

(1) 本業務について、仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受注者が責任をもって対応すること。

(2) 受注者は、本業務の目的を達成するために、本業務委託の進捗状況については発注者に適宜連絡し、誠実に業務を実行すること。

(3) 受注者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託してはならない。また、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、事前に発注者に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を通知し、その承認を得なければならない。この場合において、受注者は、当該再委託先に対し、再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負う。

第2編 業務内容

第1章 共通の業務内容

本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理基本計画について、廃棄物を取り巻く情勢の変化や、本市の廃棄物の現状及び推移等を踏まえ、現計画の各項目全般を見直し、新たな10年間の基本計画を策定することを目的としている。

業務に当たっては、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画策定に当たっての指針について」（平成2年10月8日付衛環200号）に基づき策定すること。

また、国の循環型社会形成推進基本計画や宮城県の循環型社会形成推進基本計画をはじめとした関連計画等との整合を図ること。

さらに、策定に当たっては、廃棄物をめぐる今後の社会情勢や関係する法令及び国の方針等を踏まえ、長期展望と環境や資源の保全の視点に立って計画の検討を行うものとする。

一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理基本計画、食品ロス削減推進計画及び生活排水処理基本計画で構成する。ただし、食品ロス削減推進計画はごみ処理基本計画に内包することも可とする。

1 計画対象期間

令和8年度から令和17年度

2 計画の目標年度

本計画は令和8年度を初年度として、令和17年度を目標年度とし、令和12年度を中間目標年度とする。

3 計画対象区域

石巻市全域

4 計画の位置付け

計画は、長期的・総合的視点に立って、計画的な一般廃棄物の適正処理を推進するための基本方針、廃棄物の排出抑制及び、発生から最終処分に至るまでの一般廃棄物減量と、再資源化及び適正な処理等を進めるために必要な基本的事項を定めたものにする事

5 上位計画等との整合

一般廃棄物処理基本計画は、市政の最上位計画の第2次石巻市総合計画及び、本市環境行政の最上位計画の石巻市環境基本計画に則して策定すること。

また、生活排水処理編については、新宮城県生活排水処理基本構想との整合を図るとともに、下水道事業に関し本市の下水道計画の上位計画である宮城県の宮城県北上川流域別下水道整備総合計画及び本市の石巻市下水道事業経営戦略と齟齬のないよう策定すること。

持続可能な開発目標（SDGs）を意識した計画とすること。

6 現計画における事業の評価等

市が提供するごみ量、ごみ処理経費等の資料に基づき、現在の計画における各事業の評価及び課題の抽出を行うこと。

7 計算根拠等の記載

各計画の策定に関わり使用した資料、将来予測及び目標数値等の計算根拠等については、全て明確にし、資料集に記載すること。

8 石巻市廃棄物対策審議会等に係る支援

計画の策定に関する石巻市廃棄物対策審議会における審議や議会説明資料等について、発注者から指示があった場合は、資料作成等の支援を行うものとする。また、石巻市廃棄物対策審議会及びそれに係る議会説明資料等、事前協議の会議資料の印刷は、受注者が行うものとする。

なお、石巻市廃棄物対策審議会の開催は、次のとおり4回程度を予定しており、開催時、出席の上、必要に応じて説明等を行うものとする。

第1回 令和7年 8月

第2回 令和7年10月

第3回 令和7年12月

第4回 令和8年 3月

9 組成分析調査の実施

家庭系ごみ（一般ごみ）の排出状況について確認し、ごみ減量化・食品ロス削減に係る効果的な施策への展開やごみ排出量の将来推計のための基礎情報とすることを目的として、組成調査を実施する。

(1) 燃やせるごみ、資源ごみ、燃やせないごみの組成調査

調査方法検討、調査の実施、調査結果分析業務を行う。燃やせるごみについては、生ごみ、食品ロスの組成も調査する。

10 事業系一般廃棄物の減量計画書分析に係る支援

「石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例」で定める事業用大規模建築物所有者及び多量排出事業者事業者は、当該建築物等から発生する1年間の廃棄物の処理見込量と再使用・再生利用による減量化及び資源化目標量を定めた「事業系一般廃棄物の減量化及び適正処理計画書（以下「減量計画書」という。）」の提出を義務としている。

事業系一般廃棄物の減量計画書について、内容を集計・分析するとともに、対応方法に関する助言等の支援を行うものとする。

事業者によるごみの減量及び資源化の推進に向けた取組等について、その実態及び傾向を把握するために、過去5年間の減量計画書を分析し、課題の抽出・整理を行う。

11 パブリックコメント等に係る支援

各計画の策定に関して発注者が実施するパブリックコメントについて、概要資料等を作成し、市民等から寄せられた意見を集計・分析するとともに、対応方法に関する助言等の支援を行うものとする。

12 その他

基本計画の策定に当たっては、図表やイラストを活用し、分かりやすいものとなるよう努めるものとする。

第2章 ごみ処理基本計画の策定

ごみ処理基本計画は、一般廃棄物の適切な収集処理の促進を目指すもので、計画策定に当たっては、環境省のごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部リサイクル対策部廃棄物対策課廃棄物対策課）に準拠し、かつ、循環型社会の構築を目指したごみの減量化・リサイクルの方策についても、具体的かつ実現性のある施策を検討することとする。なお、本市では、令和8年10月以降にプラスチックの一括収集・処理を行う予定であり、それを考慮した計画とすること。

1 本市の概況の整理

ごみ処理の対象地域の現状把握のために、地理的・地形的特性、気候的特性、人口動態・分布、産業動向、土地利用状況、将来計画（総合計画、その他関連計画）について、石巻市及びそれを取り巻く現状を次に掲げる項目で整理するものとする。

- (1) 石巻市の位置・地理的特性等
- (2) 人口動態
- (3) 産業構造とその動向
- (4) 土地利用・都市計画
- (5) 生活環境
- (6) 財政
- (7) 石巻市の総合計画、その他の計画
- (8) 国、県及び市町村における計画、法令整備動向等
- (9) その他

2 ごみ処理の現況及び課題

本市におけるごみ処理について、次の事項を整理し、現基本計画の達成状況を評価し、課題について分析する。なお、ごみ処理量等の整理に当たっては、原則として過去5年間の実績を使用すること

- (1) ごみ処理フロー
- (2) ごみ処理体制
- (3) ごみの種類別発生量及び性状の実績
- (4) ごみ処理の実績
- (5) ごみの減量、再使用、再生利用、資源化の実績
- (6) 収集運搬、中間処理、最終処分の実績
- (7) ごみ処理経費の実績
- (8) ごみ処理施設の状況
- (9) 現行目標の達成状況及び評価
- (10) 他市等とのごみ排出量等の比較
- (11) 課題の抽出

3 ごみ処理行政の動向

国、宮城県、近隣自治体におけるごみ処理行政の動向について整理する。

また、ごみ処理に関する法令、国や宮城県の廃棄物処理に関する基本方針や基本計画、環境保全、都市計画等のごみ処理に関する法令の整理を行う。

関連する「石巻地区広域行政事務組合 新ごみ処理施設整備基本構想」（令和7年1月）及び「石巻地区広域行政事務組合 循環型社会形成推進地域計画」（令和5年11月）に基づき、先行する新ごみ処理施設工事等を考慮する。

4 ごみ処理基本計画の策定

上記 1 ～ 3 及び「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月）を踏まえ、次の事項を整理した原案を作成後、パブリックコメントを経てごみ処理基本計画として取りまとめる。なお、ごみ処理基本計画を踏まえ、その内容を単年度毎にした一般廃棄物処理実施計画案も併せて策定する。

- (1) 基本理念及び基本方針
- (2) 数値目標（減量目標、再生利用率、最終処分量、1 人 1 日当たりのごみ排出量等）
- (3) ごみの発生量及び処理量の見込み
…原則として石巻市が算定している将来人口を用いて、ごみの排出抑制、リサイクルの促進等の施策を踏まえ、ごみ発生量及び処理量の将来推計を行う。
- (4) ごみの排出抑制及び資源化のための方策（市民・事業者・行政の役割）
- (5) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別区分
- (6) ごみの適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項
- (7) ごみの処理施設の整備に関する事項
- (8) ごみ処理経費
- (9) 災害廃棄物対策に関する事項
- (10) その他ごみの処理に関し必要な事項
- (11) 計画の実現スケジュール及び進行管理

第3章 食品ロス削減推進計画の策定

本業務内で実施する組成分析調査結果を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定する。内容は「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和7年3月25日変更）及び宮城県食品ロス削減推進計画（令和4年3月策定）を踏まえ、次に掲げる項目で整理する。なお、ごみ処理基本計画に内包することも可とする。

1 基本的事項の整理

食品ロスをめぐる動向・対策の必要性などの背景、国の削減目標・関連計画、計画の位置づけを整理する。

2 食品ロスの現況と課題

食品ロスの現況は、ごみ処理計画の策定に伴う基礎的事項を踏まえ把握し、同課題は、ごみ処理の課題とともに抽出し、整理する。

3 食品ロスの削減目標

食品ロスの削減目標は、ごみ処理計画の策定に伴う基本方針等や食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針を踏まえ、本業務で実施する組成調査結果等から分析する。

4 削減目標達成のための基本方針と施策

ごみ処理基本計画との整合を考慮する。

第4章 生活排水処理基本計画の策定

生活排水処理基本計画は、一般廃棄物のうち、し尿、浄化槽汚泥などの生活排水の適切な収集処理の促進を目指すもので、計画策定に当たっては、環境省通知（平成2年10月8日付衛環第200号）の「生活排水処理基本計画策定指針」に準拠し、かつ、関係する下水道計画や合併浄化槽の設置に関する施策などと整合性を図ることのできる計画を検討することとする。

1 本市の概況の整理

生活排水処理の対象地域の現状把握のために、地理的・地形的特性、気候的特性、人口動態・分布、産業動向、土地利用状況、将来計画（総合計画、その他関連計画）について、石巻市及びそれを取り巻く現状を次に掲げる項目で整理するものとする。

- (1) 処理形態別人口と排出量及び処理量
- (2) 生活排水処理施設の整備概況
- (3) 水環境、水質保全に関する状況

2 生活排水処理の現況と課題

本市における生活排水処理について、次の事項を整理し、現計画の達成状況を評価し、課題について分析する。なお、生活排水処理量等の整理に当たっては、原則として過去5年間の実績を使用すること。

- (1) 生活排水処理フロー
- (2) 生活排水処理体制
- (3) 生活排水の種類別収集・処理量
- (4) 生活排水処理経費の実績
- (5) し尿処理施設の状況
- (6) 現行目標の達成状況及び評価
- (7) 課題の抽出

3 生活排水の排出量と処理量の予測

- (1) 処理形態別人口の予測
- (2) し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測

4 生活排水処理行政の動向

国、宮城県、近隣自治体における生活排水処理行政の動向について整理する。

また、生活排水処理に関する法令、国や宮城県の生活排水処理に関する基本方針や基本計画、環境保全、都市計画等の生活排水処理に関する法令の整理を行う。

5 生活排水処理基本計画の策定

上記1～4及び「生活排水処理基本計画策定指針」を踏まえ、原案作成後、パブリックコメントを経て生活排水処理計画として取りまとめる。

- (1) 基本理念及び基本方針
- (2) 数値目標
- (3) 処理形態別生活排水処理人口及び処理量の見込み
- (4) 収集・運搬計画
- (5) 中間処理計画（し尿処理計画）
- (6) 最終処分計画
- (7) 計画の実現スケジュール及び進行管理

【想定スケジュール】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 計画策定準備													
	(1) 概況・基礎事項の整理												
	(2) 組成分析調査の実施												
	(3) 課題の抽出・整理及び検討												
2 ごみ処理基本計画の策定													
	(1) 基本理念及び基本方針												
	(2) 数値目標												
	(3) ごみの発生量及び処理量の見込み												
	(4) 施策の設定												
	(5) ごみの分別区分												
	(6) ごみの適正処理に関する事項												
	(7) ごみ処理施設の整備に関する事項												
	(8) ごみ処理経費												
	(9) 災害廃棄物対策												
	(10) その他ごみ処理に関する事項												
	(11) 計画の実現スケジュール												
3 食品ロス削減推進計画の策定													
	(1) 現況と課題の整理												
	(2) 削減目標の設定												
	(3) 基本方針と施策の設定												
4 生活排水処理基本計画の策定													
	(1) 概況・基礎事項の整理												
	(2) 生活排水の排出量と処理量の予測												
	(3) 施策の設定												
5 その他													
	(1) 減量計画書の分析支援												
● 一般廃棄物処理基本計画骨子（案）													
● 一般廃棄物処理基本計画（素案）													
● パブリックコメントの実施													
● 一般廃棄物処理基本計画（案）													
● 一般廃棄物処理基本計画の決定													
● 一般廃棄物処理実施計画（案）の策定													
● 成果品の提出													
● 打合せ													
● 廃棄物対策審議会													